

江戸後期の画家とパトロン

— 谷文晁・酒井抱一・喜多武清・亀田鵬齋の作品から —

山田 烈

はじめに

作家とパトロンの問題は、時代を問わずジャンルを問わず、常に芸術史の大きな課題となつて¹いるが、そもそもパトロンとは何か、また日本美術史上のパトロンとその実体とはどのようなものか、という問いにここで簡単に答えることは出来ない。本稿では、この問題に関して、ひとまず前稿²の続きとして、資料紹介とそれへの簡略な注釈という形で江戸時代後期の文化・文政年間のいくつかの事例と数点の作品を取り上げて、その具体的内容を探ってみたい。

十九世紀前半の江戸文化を眺めると、文化年間以前と以後との相違、文政から天保への移行と変化を時代の大きな区切りとすることが出来るかも知れない。最終的には、それらを検証することも視野に入れておきたい。

本稿では、まず最初に桐生の豪商でかつ漢詩人としても知られた佐羽淡齋の二面性に注目したい。すなわち、商人でかつ詩人、という説明は伝記の上では何の問題もないように見えるが、実際は芸術家と実業家とが一人の人間の内面に併存するということは、矛盾と対立以外の何ものでもない。つまり、経済史や産業史の上での淡齋と、江戸漢詩史の上での淡齋を別個に論じるのではなく、一人格としての生身の淡齋を見つめてみたいということである。ここでは提示するのみで回答を用意していないが、問題意識として掲げておきたい。次に、佐羽家第三代の竹香ゆかりの谷文晁と酒井抱一の二作品を見ることにより、その成立背景や来歴の問題に触れてみたい。さらに、喜多武清筆秋草図屏風に注目することにより、抱一を代表者とするこの時代の秋草図の系譜を考える一助

としたい。最後に、儒学者であり詩文書画のいずれにもすぐれた亀田鵬齋を取り上げ、その文化六年から足掛け三年に及ぶ上信越地方への旅中に制作された二作品の特色と意義について考えてみたい。

一 佐羽淡齋における文人意識

佐羽淡齋（一七七二—一八二五）については、これまで郷土史や揖斐高、池澤一郎両氏ほかにより研究が進められてきた³。すでに述べたように、経済史や産業史の上での淡齋と江戸漢詩史の上での淡齋という二つのとらえ方であるが、それらの個別の分野でもまだ十分に論じられているとは言えない。さらに、商人と漢詩人という二面性が同一人格内で、どのように併存していたのかという問題は、これまで全く取り上げられていない。回答の出ない問題は、そもそも疑問が提出されるべきではないとも言えようが、漢詩を見る上でも産業史を見る場合にも、常にその二面性がどう働いているのかが気になるところである。そのほかに、淡齋におけるパトロンの側面をどうとらえるのかの課題もある。実は、淡齋が他の画家の作品に画賛を付けている例は極めて少なく、また具体的に画家を庇護したり作品を注文したりというケースも聞かない。本領である漢詩の面では、大窪詩仏の門下として館海庵を桐生に招き、その運営する翠屏吟社をバックアップしたり、亀田鵬齋や柏木如亭を歓待するなど、具体例には事欠かない。しかしながら、美術の分野では兄竹翁の追悼記念書画帖である文

化九年刊行の『花濺涙帖』⁴を例外として、ほとんど淡齋の姿を見ることは出来ない。

ともあれ、淡齋が漢詩人として作家として当然何らかの文人意識を抱いていたことは疑いない。ところが、彼の作品は漢詩のみで、文章による日記記録創作等は全く無い。詩は散文に比べて、作品としての独立性、あるいは漢詩という借り物の器による表現形式においてはモノや自然への仮託の度合いが強く、作家本人は背後に隠れてしまうことが多い。そうした点に、詩人淡齋を論じることの難しさがある。

淡齋が文芸をどのように考えていたかを示す貴重な資料が、文政八年（一八二五）正月に制定された「家制」である。大きな商家を経営する際の倫理と経済と文芸の位置関係を知るには、極めて興味深いものである。その全文は本稿の末尾に掲げてあるが、おおよその内容は、法の遵守、忠孝、神仏信心、品行方正、外出、休暇、職務専念、配置換えのこと。また、防犯、防火、商売心得、客への応対、商人へのローン規定と取り立て、会計、物品出し入れ、衣類、持ち物、履き物、掃除、食事、風呂、洗濯、便所、髪、文房具、言葉遣いのこと。そして、質素儉約、喧嘩口論、飲酒、困窮者への配慮、芝居見物、学問、風流について。さらに、手当や待遇、本宅、隠居、別宅ごとの取り決め、毎月の家法遵守状況のチェックなど、きめ細かに規定がなされている。学問については慎重な判断がなされているが、詩歌俳諧などは積極的に奨励していることがうかがえる。これは、必ずしも淡齋自身の自己説明、自己防衛だけではないであろう。

子孫ニ教候事者家業を専ニおしへ、書算等無抜目万事商売ニ無差支熟し候上、余力を以書籍を讀せ候儀尤ニ候、乍去縦聖人之道たりとも其生質ニより学文ニ凝り候時者人ニ誇り家業を廢し家を破候者儘有之却而害をなし候事世間ニ不少候、幼少より学文を致させ候事其生質を見究候上、可有思慮候、只詩歌俳諧杯都而風流之道少者心懸たしなみ候様致し度事ニ候、余り無雅成も人品低ク手薄ニ見得、殊ニ老後之慰もなきは如何に候、僱夫とても凝不申様輕ク可心懸候、其外勝敗有之慰者人品賤クなり候ゆへ可爲無用候、人々老後ニ至

り閑中不爲不善様可心得事

この娯楽や学問は、天保九年（一八三八）、安政四年（一八五七）の改定では項目自体が無くなっている。改定ごとの変更の物語るものの説明も必要だが、いずれにせよ、明治年間まで半世紀以上にわたって機能した貴重な文書となっている。

M・ウェーバーの『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』（一九〇五年）は、近代（現代）の人間の状況をほとんど予言のように述べた「人間性のかつて達したことのない段階」、「一種の異常な尊大さで粉飾された機械的化石と化する」という言葉にもあるとおり、狭い学問分野にとどまらず、二十世紀思想史の上でも広範な影響を与えてきたが、ウェーバーの受容継承という点では、西洋の歴史学、経済学、社会学の研究と日本の歴史研究への応用の両面がある。つまり、近世や近代の日本の経済史や産業史の上で、倫理的側面はどのようなものであり、どのように機能したのかということになる。西洋においても、ウェーバー以後、資本主義や近代そのものの史的説明の上で、伝統的な倫理的制約をどう扱うか、倫理的規制はどこに向けられているか、行動のシステムはどのように構築されているか、などに眼が向けられてきた。佐羽淡齋の場合も、こうした視点からのとらえ方が必要であろう。

二 佐羽竹香ゆかりの二作品

佐羽家は、初代と二代目淡齋、そして三代目の竹香（文化三〇明治元一八〇六〜一八六八）と代々繁栄し、幕末から明治初期にかけては、桐生で生産される織物の過半数を売買するようになるが、明治二十三年から翌年にかけての経済恐慌で大きな痛手を受け、同二十九年に破産することとなる。三代目佐羽吉右衛門は、淡齋の子で字は秋江、竹香と号した⁶。文政八年（一八二五）七月の淡齋の死去に伴い家を継ぎ、足利、江戸、横浜に出店、幕末の経済変動の状況に対応して事業の拡大に努めた。ちなみに、渡辺崋山の『毛武遊記』（天保二年）には、佐羽家の蔵書の貧しさを記しており、淡齋当時に比べれば、文

芸への関心は後退していたのであろう。

安政三年（一八五六）の由来書（図版3）によると、現在佐羽家の菩提寺である浄運寺に所蔵される谷文晁と酒井抱一の二作品は、竹香が家運の衰えた森川家からこれらの作品が流出したことを豊龍上人に伝えたところ、上人は私財を投じて入手し、浄運寺に寄進したものである。豊龍上人は浄運寺（永禄元年創建）二十五世の全誉豊龍上人のこと、太田大光院、受樂寺を経て桐生へ移った。慶応三年（一八六七）、五十六歳で寂。この由来書を書いた谷梅所は、淡齋の詩碑拓本等に簡単な覚え書を記しているが、詳しい伝記は不明である。

二つの作品は元衝立の表裏となっていたものかと思われるが、現在は掛幅装、由来書もそれぞれの裏面に貼り付けられていたが、その後別紙に改装されている。以下作品の概要を記すと、酒井抱一の《秋草花卉図》（紙本金地着色、一四八・四×一六八・四cm、以下cmを省略、図版1）は、画面左端からL字形またはくの字形に葛の蔓が伸びる構図をとり、ススキ、リンドウ、芙蓉などが描かれる。花と葉の集合や重なりは、ややリズム感、生動感に欠ける。葉や茎、葉の表裏の描き分け、緑の葉の塗り方と葉脈、三枚一組の葉のパターン等がやや単調に感じられる。保存状況のためか、金地が黒ずんで箔の継ぎ目がはつきりしている。抱一作品の全体的展望は、岡野智子、玉蟲敏子両氏ほかにより試みられている。玉蟲氏によると、重要文化財の《月に秋草図屏風》は動きがダイナミック過ぎる点と署名の書風、「文詮」朱文瓢印の使用年代が検討課題とされている。本作品の代筆の問題を考慮しつつも、個々の描写が大きく異なるため、この二作品を直ちに比較することは出来ないが、構図の上からは最も近い作品である。画面左下に、「抱一暉真筆」の款記と「文詮之印」「白文方印」「鶯邨」朱文白印がある。「文詮之印」の印は、代表的なオリジナル作品や「古画備考」、沢田章編『日本画家辞典落款編』（一九二七年）、狩野亨吉・岩上芳外共編『書画落款印譜大全』（一九三二年）など、身近な印譜のいずれにも掲載されていない。印章の照合は今後の課題である。

谷文晁の《孔雀牡丹図》（紙本金地着色、一四八・一×一六八・四、図版2）は、精細でしかもけげばけげしさは無く、花の写実性、豪華さ、岩の表現の墨のニュアンスもうかがえる。岩上と土坡の陰に二羽の孔雀を配し、ほぼ三角形の構図

の安定感と孔雀の威厳を強調している。金箔の保存状態は、抱一作品に比べて遥かに良い。右下に「文晁筆」の款記と「文晁画印」朱文方印がある。落款の書体からすれば、文化年間後期と考えられる。孔雀牡丹は定型化した画題であるが、比較する上で最も興味深いのは円山応挙の明和八年（一七七二）の《孔雀牡丹図》（相国寺蔵）であろう。制作年の隔たりと画面の大きさはかなり異なるが（応挙作品は一三二・五×一九一・三cm）、文晁に比べて応挙作品は、薄塗りでしかも豪華、写実と装飾のバランスが絶妙で、牡丹と左側の孔雀の左上への動き、右側の孔雀と太湖石の右への水平方向の動きにより、軽やかさと典雅のみごとな規範を示している。関西の写生画風の受容といわゆる関東南画の形成という問題を探る上では、さらに多くの作例を考えることが必要となるが、本作品はその端的な一例であろう。

なお、由来書には金地彩色の密画の場合の批評的用語として、「妍麗」、「瀟灑清幽之趣」、「精研潤澤意態生動」などの言葉が見える。これらも実際の作品に与えられた批評として、執筆年も明らかであり、貴重である。

由来書に見える森川家について、少し補足しておきたい。周知のように、相見香雨氏の「抱一上人年譜稿」によると、文政三年の項に、「森川五郎八山王祭礼河東節の連中に嶋台を送時塩釜の絵をかきて其上に賛望れて」とあり、「干網も扇に似たり夏の富士」の句が掲げられている。また、同年五月某日、「抱一その友森川佳統並にその女栖霞等を誘ひて、向嶋の花屋敷に遊び焼物などして一日を楽んだ。」とある。そして、「佳統は抱一の友人でまた後援者、神田佐久間町に住み、深川の伏見屋という森川の分家、森川五郎八はその本家か、森川五郎右衛門が佳統か、河東節が上手で抱一とはその方面でも同好の友」とある。ここでは一部訂正が必要で、岡野智子氏の研究によると、五郎右衛門が本家の通称で、五郎作が佳統、五郎八は同じ佐久間町の分家となる¹⁰。

また相見氏の年譜稿文政四年の記事として、「神田明神の額と羊遊斎」と題して、関東大震災に焼亡した神田明神の俳諧および四季草花図額について述べている。これは、この年の五月に森川佳統により寄進されたものようである。同年の早魃と雨乞いの記事と抱一の夏秋草図屏風との関連については、玉蟲敏子氏の論文や著書に詳しいので、ここでは相見氏の年譜の文政四年の記事引用

も省略する。また、森川佳統の注文による原羊遊斎の蒔絵制作については、岡野智子、小林祐子両氏の論文に詳しい¹¹⁾。

ちなみに、フランス文学者の鈴木信太郎氏が明治時代後半の神田佐久間町界隈の様子について見聞を記していることも付け加えておきたい¹²⁾。

三 喜多武清筆秋草図屏風

本作品にはかなり以前に出会ったが、すでに故人となられた所蔵家ご当主によると書上文左衛門の所蔵として伝えられたものとお聞きしている。作者の喜多武清（一七七六〜一八五六）は、字は子慎、可庵ほかの号があり、文晁に絵を学び、『集古十種』編纂のための文晁の関西旅行に随行する一方で、読本挿絵や肉筆美人画なども手がけた。ただし、長命にもかかわらず、伝記はそれほど知られていないし、作品も一般に知られるものは少ない。かつて臨本楽之軒により縮図などが紹介されたことがあるが、今後さらに全体的な姿が判明してほしい画家である。

本屏風（図版4）は、二曲一隻ではあるが、一応武清の大作の一つと考えてよいだろう。線描の速度とリズムが快く、秋の草花の乱舞といった趣を呈している。背景の土坡により奥行きを感じさせ、通常の琳派風の平面性とは異なる画風を見せる。一つ一つの花や葉は小さく、一見煩雑のように見えるが、それが自然なリズムを感じさせもする。実際のスケッチの場所やあるいは素材の提供場所として、以下に述べる佐原菊場の百花園が利用されたかどうかはわからない。少し後の幕末から明治にかけては、小石川の植物園が洋画の先覚者たちに利用されたことはすでに指摘されている。ともあれ本作品は淡い彩色による線描を駆使して、秋の風情をよくとらえている。全くの同時代画家である抱一作品との相違はどこにあるかを見比べるのも本作品を見る上での楽しみである。抱一の草花図の画風の幅と年代的な変遷をたどるのが難しいため、制作年の同じ作品を並べて比較するということは出来ないが、秋草図の展開をたどる上で大変興味深い作品である。

画面右下に「武清筆」の款記と「可庵」白文方印がある。ちなみに、武清の《秋草図屏風》の大きさは、一五五・九×二六六・一。あくまで現状での画面法量であるが、いくつかの作品例を参考に挙げよう。

出光美術館での国宝風雷神神展の展示図録¹³⁾を参考とすると、抱一の《夏秋草図屏風草稿》一雙は、各一六二・〇×一八一・四、その完成作は各一六四・五×一八二・〇、また其一の《秋草図屏風》一隻は、一六七・五×一八一・二である。その他、抱一の《柿図屏風》（文化十三年、メトロポリタン美術館蔵）は一四五・〇×一四六・〇、抱一の同時期の作とされる《秋草に鶉図屏風》は、一四四・七×一四四・〇、光琳の《秋草図屏風》（サントリー美術館蔵）は、一五五・〇×一七三・六となる。左右上下の画面の切りつめは別として、これだけの例からもほぼ三種類の大きさが考えられる。

武清の小品ではあるが、《春秋草図》双幅（図版5）は画面にそれぞれ佐羽淡斎と津久井雨亭（？〜一八三二）の賛がある点でも貴重である。紙本墨画、各九七・〇×二六・五。すでに述べたように淡斎には画賛が極めて少ない。雨亭は桐生の医師で漢詩をよくした人物で、『花濺淚帖』にもその作品が見える。武清の菜の花と秋草は、細い線描による軽快な作品で、菜の花のふつくらとした表現も楽しい。これは、たとえば抱一の《菜花・麦穂図》双幅（静嘉堂文庫美術館蔵）などにも相通するもので、主題と描写の共通性がうかがえる。

また武清は、桐生天満宮拝殿天井絵の《雲龍図》（二七一・二×一六〇）、図版6）を描いている。画面右上から半円を描くように手前にせり出して来る龍はていねいな描写で、狩野派の筆法を学んでいることと陳容ほか中国絵画の雰囲気をよく表している。左上に「可庵源武清謹筆」の謹直な書体の署名と印文不明の方印が一顆ある。その周囲には二十面の草花図があり、作者名から武清の縁者または弟子が多いと思われるが未調査である。天満宮拝殿は棟札の享和二年（一八一〇）銘から建立年代が判明し、天井絵もほぼその年の作であろう¹⁴⁾。

ところで、文化・文政期の秋草図作品を見るにあたって、乏しい管見からではあるが、佐原菊場の『秋野七草考』に言及されることはあまり無いようなので、ここで少し触れておきたい¹⁵⁾。本書は、広く和漢の書を引用した考証随筆の類で、袋綴全三千九丁からなる。本文冒頭に「葛飾 梅隠北野秋芳菊塙撰、江戸 桜

下中村曉河校、江戸 筍齋関禹麦合」とある。著者の北野秋芳すなわち佐原鞠塙（菊塙ともいう、本論文ではこちららを使用）（一七六二〜一八三二）は、文化初年、向島寺島村に約一ヘクタールの土地を得て、三百余株（一説に三六〇株）の梅樹を植え、その後園内に四季の名花を植えて整備し、庭園全体を百花園または秋芳と名付けた¹⁶。文政二年には抱一の代行として京都の光琳墓の修築を行つている。また画は喜多武清に学んだという。本書には、亀田鵬齋および筆者不明の序文がある（前者は本稿末尾に掲載、芳野金陵による『善身堂遺稿』所収の本文とは少し異同がある。芳野金陵（一八〇二〜一八七八）は、下総葛飾郡松崎村の人、文政六年亀田綾瀬に師事し、浅草福井町に塾を開く。弘化六年駿河田中藩儒員となり、海防や財政改革に取り組み、藩校日知館を興して教育刷新に努めた。文久二年昌平疊儒官となる）。『秋野七草考』序文の末尾に「壬申春王正月 鵬齋老人亀田興叙 菱湖卷大任書」とあり、文化九年（一八一二）鵬齋の門人巻菱湖の書による。その後秋草図が収録され、図の左下に「うめやきくう」とあり、菊塙自身の作とわかる。厳密には七草の七種類でなく朝顔が描かれていない。やや雑然とした稚拙な画風であるが、武清の作品の雰囲気を感じさせなくもない。なお万葉集での朝顔はキキョウのこととされている¹⁷。

本文の最初に『万葉集』第八所収の山上憶良の歌二首を掲げる。

秋の野に咲きたる花を指折りかき数ふれば七種の花

萩の花尾花葛花瞿麦の花女郎花また藤袴朝顔の花

本文は憶良の歌のとおり、萩、尾花、葛、ナデシコ、女郎花、藤袴、朝顔の順に記述されている。跋文は筆者不詳である。本書で注目されるのは、やはり富士山と筑波山を視界に入れた隅田川の四季の眺めは、中国の西湖に劣らないという記述である。したがって梅樹を多数植えるのも林和靖にならつてであり、本書全体が和漢の文芸を集約する形をとるが、中国江南文化の受容という型を踏襲するものでもある。と同時に、単に読書のための本ではなく、具体的には百花園という庭園散策のガイドブックであり、あるいは絵画制作と鑑賞の参考図書としても用いられたのではなからうか。

ここで、ついでに書上竹溪と藤生善十郎についても簡単に触れておきたい。池田孤邨の《隅田川遠望図》（江戸東京博物館蔵）は、以前からよく知られて

いる作品だが、それに付けられた酒井抱一の長文の画賛の中に、「桐生の竹溪、貞助周二の二子を伴い云々」とある。この人物は書上（かきあげ）竹溪のことであるが、伝記はよくわからない。桐生円満寺の書上家墓所は、昭和四十一年に第十二代書上文左衛門により代々の墓石を代表する形で墓所の正面奥に書上家之墓を建てている。現在、墓所は左右両側に二十数列並び、古くは永享、明応、享祿年間の宝篋印塔や五輪塔もあるが、書上竹溪と思われる墓石は残念ながら特定できない。

また藤生善十郎は大間々の生糸商人で、谷文晁から文政十三年（一八三〇）に《雨中夏山図》（図版7）を贈られている。絹本墨画、一〇〇・八×三六・三。「文晁」の署名と「画学齋」朱文瓢印がある。この作品は、文晁自身による画中の画題は無いが、あらかじめタイトルを知っていなければ曖昧模糊とした水墨の放縦な遊びと受け取りかねない。寛政期から文化・文政期に至る文晁作品において、水墨画の占める位置は大変大きい¹⁸。特に後半生の作品は、一般に粗放さが目立つため評価を低くしているが、充実した作品も決して少なくない。近代の竹内栖鳳を先取りするような大胆さと墨色の清新さを見せるが、それは単に近代の予告というよりも、水墨画の系譜における江戸時代の表現の中の位置づけという観点から見ることがある。浦上玉堂の山水画なども、後半生の作品にはさまざまな複合した流れが注ぎ込んで達成された境地と受け止めた¹⁹。藤生善十郎については、『大間々町誌』通史編上巻に、簡単な説明がある²⁰。名善十郎、生糸商、浮素と称した俳人でもあり、文晁に学び絵をよくした。慶応二年（一八六六）七十歳で没。文晁に作品を描いてもらった当時、藤生善十郎は三十四歳であった。ちなみに、藤生家が江戸の一橋家の御用織物を扱うようになるのは、同家勘定所宛ての御用機請負に関する文書により、文化元年（一八〇四）からとされている。天保三年（一八三二）、藤生善蔵が死去した際、十石余の土地とともに一切の商業基盤を相続する形で善十郎が分家し、御用機屋も引き継いだといわれる。大間々は俳諧狂歌の盛んなところであり、かつ産業経済史の上からも江戸と密接な交流を持っていた。江戸後期の文人たちのネットワークとそれらが微妙に重なり合うことに注目したい。

四 亀田鵬斎の文化六年（一八〇九）北遊中の作品

亀田鵬斎については、儒学者、文人という両面からしばしば取り上げられている。²¹ 儒学者としての鵬斎の業績については、徳田進、杉村英治、橋本栄治各氏を初めとして研究が進められている。一方、文人としては文化・文政期を代表する一人として、特に画家や詩人ほか當代一流の人物たちとの交流が広く、その具体的な姿を示す画賛、序跋、碑文についても今後さらについていねいに見る必要がある。さて、鵬斎は文化六年から八年にかけて長期の旅に出ている。²² 日光参詣の後、上信越地方への足掛け三年にわたる北遊である。鵬斎は、文化六年三月に江戸を出発、この旅行時の日記・紀行・詩文集が全く伝わらないため、『増訂亀田三先生伝実私記』により行程をたどると、日光参詣の後、鹿沼、栃木、佐野、足利、太田を経て、上野三碑を見た後、碓氷峠を越えて信州に入った。この途中で、武州本庄に立ち寄ったのであろう。そして信州ではまず佐久の並木家に滞在した。この本庄と佐久とに滞在した際の作品が、ここで取り上げる「山水図」（画題は赤壁舟遊）と「浅間山真景図」であり、旅中の高揚感も加わってか、鵬斎作品の中では例外的に入念に仕上げた佳作と言える。

《山水図》（群馬県立近代美術館戸方庵井上コレクション、紙本墨画淡彩、一四九・七×九三・九、図版8）は、その内容から中国宋代の代表的詩人蘇東坡にちなむ赤壁図あるいは赤壁舟遊図である。画面は対角線の構図をとり、右横に樹木と一艘の舟と岩場があり、その上に二人の人物が見える。左上には険しい岸壁があり、中央奥に遠山が霞んで見える。賛は以下のとおり右上に自作の七言律詩があり、左上に款記がある。印章は、「太平醉民」朱文方印、「鵬斎間人」白文方印、冠冒は「醒煙」朱方長方印がある。

五百年來統此遊水光依旧接天浮徘徊今夜東山月恍惚昔年壬戌秋有客得魚臨赤壁
無人載酒出黃州詩成一望諸山嶽孤鶴橫江掠小舟
文化六年己巳夏五月二十八日寫於本庄駅愛梅書屋

鵬斎老人

墨の濃淡、淡い代赭、藍の使用には専門画家には無い味わいがある。人物は細筆で描き、手前の樹木の幹の線は太く大胆だが、淡墨の軽やかさがあり、岩や舟に淡い代赭を加えている。風による枝葉の動きまで表現しきれてはいないが、夏五月の爽やかさを感じることが出来る。

元豊二年（一〇七九）、蘇東坡（一〇三六～一一〇一）は朝政諍議を理由に捕らえられ、生命の危険にさらされたが、元豊五年（一〇八二）、恩赦により黄州団練副使として湖北省黄州に赴任した。その官名は名目上のもので、実質的には流罪であった。その後、既望すなわち陰曆七月十六日、さらに十月、十二月と、しばしば赤壁を訪れ、それが大作の赤壁賦二篇に結実した。蘇東坡の赤壁舟遊の画題は、日本でも多くの画家により描かれているが、鵬斎の画賛は、その使用された字句の内容から、蘇東坡の「赤壁賦」を充分に参照した上で作られていることは疑いない。すなわち、「水光依旧接天浮は十三行目の「水光接天」、「徘徊今夜東山月」は十、十一行目の「少焉月出於東山之上 徘徊於斗牛之間」、「壬戌之秋」はそのまま第一行目、「有客得魚臨赤壁」は三、四行目の「蘇子与客泛舟 遊於赤壁之下」および「後赤壁賦」の十二、十三行目の「有客無酒 有酒肴無」に、そして「孤鶴橫江掠小舟」は、「後赤壁賦」の五十三、五十四、五十七、五十八行目の「適有孤鶴 橫江東來 翅如車輪 玄裳縞衣 戛然長鳴 掠予舟而西也」に、それぞれ呼応している。その上で、蘇東坡の詩句と自分の旅先での感興とが渾然一体となっている。

同じく蘇東坡の「念奴嬌 赤壁懷古」第五行に「乱石崩雲」とあり、これは鵬斎の詩句には無いが、画面の険しい岩の描写はまさにその様子を描いている。

鵬斎の蘇東坡敬慕は、詩文の制作はもとより、谷文晁、酒井抱一との三人で、享和二年（一八〇二）竜ヶ崎の金龍寺へ、室町時代の洞文筆蘇東坡像（現存せず）を拝観に出向いたエピソードによっても知られる。²⁴ またこの年は壬戌にあたり秋九月には、国府台の江戸川舟遊に出かけている。蘇東坡は、詩文、書画、座談にすぐれた當代一流の文人で、酒は下戸であったようだが、その文筆により巨視的な眼での悲哀からの離脱を遂げたと言われている。酒が下戸であることだけは鵬斎と異なる唯一の点かも知れない。寛政異学の禁により、民間の儒者、詩人、画人として生きることとなった鵬斎は、流浪の詩人蘇東坡の生き方

に深く共感するところがあつたに違いない。

なお画賛年記の最後にある愛梅書屋については、残念ながら不明である。当時の本庄には、富商でかつ双鳥と号して俳諧にもすぐれた戸谷半兵衛など文芸を愛好する多くの人物がいたが、この書屋は誰のものかわからない。

《浅間山真景図》(群馬県立近代美術館蔵、紙本墨画淡彩、一二七・〇×七三・〇、図版9)は、信州佐久での作で、その並木家に鵬齋はしばらく滞在した。当主は並木信粹、字は純夫、通称七左衛門、豪農でかつ酒の醸造元でもあつた。石刻の十三経を備え、書齋を石経楼と称した。文化六年当時、二十五歳であつた。ただし本作品が並木家で制作されたかどうかはわからない。いずれにせよ、鵬齋は土地の文人たちに歓迎され、別れを惜しんで一席設けられたことが款記によりうかがえる。激しく噴煙を上げる浅間山を上部に描き、その前に集落と水田の田園風景、手前に数軒の家(一軒には室内の机上に書籍が見える)と柳と思われる一本の樹木と左手に橋を渡る人物を一人描く。手前の左右は岩や土手で仕切り画面を引き締める。左上には、やはり七言律詩と長文の款記が謹嚴な楷書で記されている。山の輪郭線や樹木や手前の岩のリズミカルな線と代赭や藍の点描的な表現など、鵬齋には珍しく南画の本格的な技法もうかがえる。柳のある光景は、池大雅、特にその《渭城柳色図》(延享元年、一七四四)を少し思わせるところがある。全体に真夏の昼の長閑な気分が感じられるが、浅間山の噴煙が東へたなびく様子は、自作漢詩集所収の七言絶句「浅間嶽」によると、あるいは夕方の景色を意図しているのかも知れない。すなわち、『鵬齋先生詩抄』巻之二(文政五年十二月刊)に収録の漢詩は次のとおり。

山頂噴焰日夜燃石焦木黑認当年晚来猶看西風起吹送東天一道烟

また《浅間山真景図》の賛は以下のとおり。印章は、「長興私印」「白文方印」「鵬齋間人」「朱文方印、冠冒は「善身」朱文長方印がある。

千隈江上惨風煙石瀨水声咽管絃清酒頻留酣醉客狂顛自許老耆年銀微房前避暑会碧稻田畔細涼筵处处回頭堪恋夢对墳烟浅嶽巔

文化六年己巳之夏六月遊於信中野沢日与郷之文人酣飲竟夕遂忘販不覺踰月一日感秋風之肃瑟而去郷之文士設筵酌別酒因賦留別一首而酬之

鵬齋老人興拜稿并書

なお詩中の銀微については、辞典によると薇はノエンドウ、ゼンマイなどを言うが、紅薇、紫薇、翠薇、銀薇はいずれも百日紅、サルスベリのことである。紅は言うまでもなく、翠は薄紫、銀は白と、花の色によつて区別されている。鵬齋の「上田旅館寄懐」²⁵には「野沢銀薇園主人」という人物が見えるが、誰であるかは明記されていない。

文化六年六月に書かれた「望烟楼記」²⁶は、まさにこの旅中のもので、浅間山を起点に東西南北に眼を注ぎ、甲州越後を遠望する壮大なパノラマ的な地誌的風景を叙述することそのものがみごとな散文詩となつている。全文は本稿末尾に掲げてある。その内容は、本作品の賛詩と密接に連動しており、読み合わせるとまことに興味深い。また文化年間には、岩村田の渡辺斎峯の屏山楼、小諸の池田寛蔵の飛雲楼、上田の土屋廉夫の豊翠楼など、今日のアパートやマンションの名称のようにあちこちに洒落た名前の文人の居室が見られたようである。

この長期の旅の帰途、文化八年(一八一)九月に鵬齋は再び佐久の並木家に滞在し、還曆を迎えている。そして、その後の十一月これまた再び本庄にも滞在したが、ちょうどその月の十六日に釧雲泉が出雲崎で五十三歳で客死した。鵬齋は雲泉のために碑文を作成し、現在その記念碑が終焉の地に立っている。なお、越後に滞在中の雲泉が、その地で女性と懇ろになり、妻から離縁をせまられ、妻が家財道具を運び去るのを阻止するため、本庄の森田市郎右衛門ほか二名の連名宛てで協力依頼の書簡を送っており、孤高放浪のイメージのみに見られがちな画家の現実的な一面を知ることができる。

こうして鵬齋は、文化八年の師走に長期の旅を終えて江戸に帰っている。

最後に、鵬齋の序跋から数点取り上げ、本稿末尾に掲載しておきたい。『胸中山』序および後序は、タイトルのとおり胸中山水の意味を述べて、その表現は「無法」の造形、墨戯あるいは酔中の戯墨に過ぎないと述べる。次に、『光琳百図』前編序は、抱一は院(体)「画に対する新機軸を出し、「写生」と「氣韻」

を兼ね備えており、その作品の「精妙」を讃える。さらに、『宋詩画伝』序は、雲室上人の「瀟落」(磊落)な人となりを称賛し、作品の「間雲之情」、「晴雲秋月」の趣に深く共感する。雲室(一七五三〜一八二七)は、鵬斎と生年没年が一年ずれるだけの全くの同世代の人物で、小不朽社を興すなど、江戸後期の南画史にその名をとどめている。

本稿は、冒頭に述べたとおり、画家とパトロンに関するいくつかの資料提示とそれに対する簡略な注釈にとどまるものである。江戸後期の絵画史、あるいは関東画壇におけるパトロンの意味を探る準備はまだ十分に整っていない。ひとまず、このような事例報告を積み上げて行くことにより、他日全体への眺望が可能となることを願っている。

今回取り上げた作品の所蔵者各位および桐生天満宮の拜殿天井絵については桐生市教育委員会文化財保護課に深く感謝の意を表したい。

註

- 1 高階秀爾『芸術のパトロンたち』岩波新書 一九九七年
ルネサンスから現代美術まで、西洋の状況が簡潔明快に述べられている。
- 2 拙稿「江戸時代後期の文芸・絵画と桐生」桐生市文化財講演会資料 二〇〇三年
同『花濺涙帖』と『清風集』東北芸術工科大学紀要第十三号 二〇〇六年
玉蟲敏子『都市のなかの絵』『観音像』の章に、東北大学附属図書館狩野文庫の『花濺涙帖』は、錯簡のある一本と無題箋本の二種があると述べられている。先の拙稿では、検索可能な一本のみ閲覧している。
- 3 「江戸と桐生 華やかにし文人交流展カタログ」群馬県立近代美術館 二〇〇五年
『桐生市史』中巻 一九五九年
『桐生織物史』上中下巻 桐生織物史編纂会編 一九三五〜四〇年
揖斐高「化政期詩人の地方と中央―佐羽淡斎を中心に」(『江戸詩歌論』所収) 文学一九七八年六月号 岩波書店
同『江戸の詩壇ジャーナリズム』『五山堂詩話』の世界』角川書店 二〇〇一年
池澤一郎『江戸時代田園漢詩選』農山漁村文化協会 二〇〇二年
4 前掲註2
5 中村幸彦「近世文人意識の成立」中村幸彦著述集第十一巻所収 一九八二年
- 6 前掲註3
7 山根有三『酒井抱一筆 夏草雨・秋草風図屏風下絵』国華一一五四号 一九九二年
玉蟲敏子『酒井抱一筆夏草図屏風 追憶の銀色』絵は語る十三 平凡社 一九九四年
同『酒井抱一』新潮美術文庫十八 一九九七年
同『都市のなかの絵』ブリュッケ 二〇〇四年
岡野智子『酒井抱一の画風展開とその特色』美術史二二六号 一九八九年
同「東京国立博物館保管 酒井抱一筆『夏草図屏風』の成立とその背景」MUSEU M四九三号 一九九二年
- 8 前掲註7の玉蟲氏『酒井抱一』参照
9 相見香雨「抱一上人年譜稿」日本美術協会報告六 一九二七年、相見香雨集一 日本書誌学大系四五(一)所収 一九八五年
10 岡野智子『酒井抱一下絵「梅擬目白時絵軸盆」をめぐって』東京都江戸東京博物館 研究報告第一号 一九九五年
11 小林祐子「原羊遊斎と江戸琳派の時絵制作について」MUSEUM五五七号 一九九八年
同「原羊遊斎と江戸琳派の時絵」(小林忠『酒井抱一と江戸琳派の美学』日本の美術四六三所収) 至文堂 二〇〇四年
12 鈴木信太郎「記憶の靈気楼」文芸春秋新社 一九六一年、講談社文芸文庫として再刊
13 国宝風神雷神展カタログ 出光美術館 二〇〇六年
14 「群馬県指定重要文化財(建造物) 天満宮社殿(本殿・幣殿・拝殿) 三棟保存修理 工事報告書」文化財建造物保存技術協会編 二〇〇六年
15 北野秋芳(佐原鞠場)『秋野七草考』
早稲田大学中央図書館所蔵の市島春城旧蔵本による。諸本の照合は行っていない。なお芳野金陵「善身堂遺稿」所収の本文では、タイトルを「秋野七艸考」とし、本論文巻末の資料での七行目の「後世々本草家」が欠落している。
- 16 百花園の開園時期については、玉蟲敏子『都市のなかの絵』『百合・立葵図』章に文化元年六月刊行の詩文集『盛音集』と関連して論じられているので、参照願いたい。
- 17 中尾佐助『花と木の文化史』岩波新書 一九八六年
18 井田太郎「富士筑波という型の成立と展開」国華一三二五号 二〇〇五年
19 河野元昭『谷文晁』日本の美術二五七 至文堂 一九八七年
20 『大間々町史』通史編上巻 一九九八年
21 同別巻二 近世資料編 一九九五年
22 杉村英治『亀田鵬斎』三樹書房 一九八一年
杉村英治編『亀田鵬斎詩文・書画集』三樹書房 一九八二年
拙稿「亀田鵬斎」(『上毛書家列伝』下 所収) みやま文庫 一九八四年
渥美国泰『亀田鵬斎と江戸化政期の文人達』芸術新聞社 一九九五年
加藤定彦「俳諧師の経済生活」『商売繁昌 江戸文学と稼業』国文学研究資料館 編所収臨川書店 一九九九年
抱一や鵬斎に限らず、江戸の画家や詩人の生活を支える経済上のシステムについては、

不明なところが多い。

23 前野直彬『新撰漢文大系十八 文章規範(正篇)下』明治書院 一九六二年

小川環樹・山本和義『蘇東坡詩選』岩波文庫 一九七九年

24 相見香雨『文晁模写の東坡像に就て』絵画叢誌 一九一六年五月号

大石利雄・山田烈『群馬県中世絵画資料調査報告』群馬県立歴史博物館調査研究報

告書第六号 一九九五年

25 芳野金陵『善身堂遺稿』所収

26 前掲註25

資料

〔桐生佐羽家廷〕(文政八年、天保九年、安政四年、『桐生織物史』中巻所収)

家制

一 御公儀様御法度堅ク相守、別而博奕懸之諸勝負致間敷事、

一 忠孝之道平生忘却致し申間敷事、

一 家内一統申合火之元大切心付、猶又夜分別家之者替く泊り番可致事、

一 商内向者一統二出精致し、而見世共二御得意方大切二相心得、売方之衆中江茂聊不調法無

之様万事相慎、無理成買様等致間敷候、

一 其外出入之諸職人中江茂決而鹿言等申間敷事、

一 当主世継末孫二至迄、身分不相応ニ奢リケ(方)間敷儀有之候ハ、別家之者並ニ当役之

者共打寄異見致し、若夫二而茂取用ひ不申候ハ、親類相談之上取計可申事、

一 別家其外当役若者子供下女男二至迄不埒成儀、又者悪評抔有之候節者、一統打寄異見致

し、若夫二而茂不相用者は、主人方江申達、急度糾明可致事、

一 奉公中親跡式相統ニ付、無拋暇願候者江は預り之金子并ニ加力等茂致遣候得共、不勤ニ而

此方より暇遣候者江は一銭たりとも遣し申間敷候、

一 家内又者他所に而茂喧嘩口論等決而致間敷事、

一 一夜分自用ニ而他行政間敷候、若無拋用向有之候節者、当役之者相断罷出可申候、夫とて

四ツ時限急度帰宅可致事、

一 売買とも二当役之者江無断自分斗(計)ニ而致間敷事、

一 見物事其外夜浄瑠璃落し嘶色々之人寄等又者芝居抔有之候節も、朋輩ニ不構我儘ニ無断罷

出中間敷候、一人宛代りく一度見物可致事、

一 衣類其外小道具等も異風を不用、兎角目立不申様可心得事、

一 勝手賄方一ヶ月二六日有合之魚類を用ひ其外者可爲見斗事、

大精進一ヶ月二三日

廿五日 廿三日 日待 廿七日

一 子供置付より七ヶ年年季之中者、万事主人方ニ而賄遣申候、年季明候翌年より者給金ニ致

遣申候、然上者諸事不残自身ニ相賄可申候、尤葉礼煙草者主人方賄、但し別家之者二者(ハ)

葉礼者遣不申候給金者左之通

(年季明初年 金參兩 六年目 金九兩

貳年目 金四兩 七年目 金拾兩

三年目 金五兩 八年目 金拾壹兩

四年目 金七兩 九年目 金拾貳兩

五年目 金八兩 十年目 金拾參兩

右二順し、年々給金加増有之候、尤支配人江者給金之外二ヶ年金拾兩宛爲役金遣申候、

支配首尾能相勤跡役江相讓別家致し日勤之者江者猶又一ヶ年二金三拾兩宛、給金遣申候、

此外二茂年々店卸之次第二寄、別段ニ褒美金差遣申候、勿論病氣ニ而引籠候者、又者不働

不動之者茂者、褒美無之候、右給金之中二而年分ノ小遣ひ指引相殘候分者、一ヶ年五分ノ

利足差加へ主人方ニ預り置申候、

右之通相定申候間、此條々能々相心得奉公向無鹿略相勤候者江者、末々迄相応二見繼遣

可申候、縦古き別家たりとも主家ニ背、又者不埒成者等は出入差留一切相構不申候、此旨

急度相心得可申候、且此外二茂不益成儀者相除、万端儉約を用ひ、実意を以相勤、主従共

二子孫繁昌を祈可申事ニ候。

文政八四年正月

家訓

一 御領主様国恩忘却不仕大切ニ相心得、御制禁之儀堅相守身分成丈御用等相勤可申候、

一 神仏信心之事、平生怠り申間敷候。別而氏神稻荷、江之島弁財天、西宮大神宮、大黒天家

業繁栄開運を祈り可申、并ニ火防盜賊除者秋葉山三峯山妙義山信心可致候、仏事者先祖代々

其外親族之手向法事無失念懸ニ相勤可申、自分宗旨之外、他宗帰依一切可爲無用事、

一家業第一ニ出精致し、得意方今之來客取引之不拘多少無鹿略丁寧を尽し、万端実意を以取

扱可申候、且市々賈物ニ付、他所之仁江無失礼随分丁寧ニ応対可致事、

一 別家手代日勤之者、并ニ時々支配人江者家事取斗之儀、一々及相談可申、何事ニ不寄別家

之者支配人ハ異見有之節者、急度取用可申候、且其時々之支配人初、其次之者ニ至迄、随

分心を用ひ、慈愛憐愍を加へ、召仕可申候、縦少々之越度有之候共、容易ニ暇差出不申、

得與穿鑿之上取斗可申候、末々用立可申才知之者は、少し之過チを免じ、取上召仕可申候、

自分之短慮を以、召仕之者根ニ叱り候儀可爲無用、惣而無理成召仕方無之様、常々可心懸候、

一 親類又者他人ニ而茂、自分江詔ひ申者之讒言決而取用申間敷、妻并婦女子之言葉是又決而

取上不申、家事方端女房二権威付不申様、平生取可申候都而婦人之性者多ク奸智成者と

心得深く可有思慮事、

一 普請諸道具衣類等ニ至迄惣而花美奢リケ間敷儀可爲無用、諸事實素第一ニ儉約を用費無之

様、可心懸酒食等も右ニ順し候事、

一 遊槽(藝か)音曲其外何ニよらず無用之慰ニ金銀を費し申間敷事、

一 第一火之用心大切ニ心付、昼夜家内之者江嚴敷可申付候其外平生家事取締り方專一ニ可心

懸候、

一 米綿油相場事帳合商内ニ決而懸り申間敷候、縦正米正物買置ニ而茂一切無用之事、其外葉

種類何ニ而も商売違之品同断之事、

一諸事二付中庸を用ひ候事專要二候、世間向義理合付ケ届ケ無過不足可相動候、都而世間向突合等失礼無之様心懸、随分丁寧柔和二致し憎まれぬ様可致事、

一年々店卸之振合二寄、延金有之候ハ、外分預り金之分追々返済可致候、段々仕合能、多少積金出来候共、諸侯武家方者勿論商人仲間懇意合之処二而茂、貸金決而致間敷、縦合地面書入等随分慥成事二而茂可爲無用候、纒之利足を考へ元を失ひ候事多分有之候、且金銭事二付、出入出訴等堅致し申間敷候、

一世間極困窮之者江者分限二寄、多少共合力致遣可申候、都而隱徳二茂相成候事ハ平生心懸施し惠遣可申候、

一妾を召抱候事堅禁じ可申候、外江妾宅をしつらへ差置候儀も猶更之事二候、乍去万一妻病死等致し実子有之候節者、後妻を不可入、妾二而召抱、子供介抱等爲致可申候、子供無之節者後妻を入候も不苦候

一子孫二教候事者家業を專二おしへ、書算等無抜目万事商売二無差支熟し候上、余力を以書籍を讀せ候儀尤二候、乍去縦聖人之道たりとも其生質二より学文二凝り候時者人二誇り家業を廢し家を破候者儘有之却而害をなし候事世間二不少候、幼少より学文を致させ候事其生質を見究候上、可有思慮候、只詩歌俳諧杯都而風流之道少者心懸たしなみ候様致し度事二候、余り無雅成も人品低ク手薄二見得、殊二老後之慰もなきは如何に候、僞夫とても凝不申様輕ク可心懸候、其外勝敗有之慰者人品賤クなり候ゆへ可爲無用候、人々老後二至り閑中不爲不善様可心得事、

改正條目(天保九戊戌正月)

一是迄家法見世勝手入交りに而不都合之義在之候二付、此度新規普請致見世中男世帯二致家法相改申候、左二

一主人宅本宅と唱候事

一安兵衛宅隠居と唱候事

一本宅二而勤候義左二

一仏事盆棚時米 七夕祭り 兩月見

一店二而支配致候ケ條

一御屋舖御用達 町内用 作方

一御屋舖御用達 御年貢 地代店賃

一主人方隠居共年分給金相定見勢に相動可申候事、且両家とも相統人勝手商売相始申候事、堅相成不申候尤次男末は時の模様二仍而取斗ひ可申候、惣領といへども不身持二候へば次男又者養子二而相統爲致可申事、

一別宅之者他行之節者主人方格(隔) 晚二店之泊り番可致事、

但早々子供を起し戸を爲明相成丈早々起爲揃可申候夏中者寝て居るに不構敷帳をはづし可申事

一別宅之者格番二泊り候儀者是迄通り相心得可申事

一別宅之者は格別見世中一同是迄晝夜とも用向之外他出不相成処、兎角猥り二相成候、此度相改近処といへども他出爲致不申候、別而犬かみ等二罷出候儀禁止申付候事、

一金銀受取勘定場中二而諸取印形可致候、尤茂取次者可致候以来金銀二仕切判相用申間舖事、此度相改直打場并二不断居処願席相定申候、左之通り相心得猥り二他之席へ直り申間敷事、

直打場

一 広間南一 主人 南二 本記方 南三 作物方 中之間 緞反 北口 田舎

不断居処

一 広間北一番頭 北二 烈頭若者 拂屋帳庭人 見世中ノ間南柱ノ間

見世口真中 子供 台所

勘定場主人方

一 出入代呂物無落帳庭役人手二懸敷合判可致候 但し買入物者是迄通り市間とも一々合判可致候、送り物帳二付上、帳庭人呼寄再致改爲致可申、帳庭之者改不申候内者荷造り致間舖候事、

一 夏向二相成候共、夜分表之大戸見世戸とも暮六ツ限りおろし可申事、

一 毎夜惣廻り相定候事、但し鍵番之者判取前二階(階) 下土蔵、べり相改火の廻り可致候、裏廻り者夜番之者見廻可申事、

一 門入口見世入口判取前錠卸可申事、無抛他人判取後掃店之節者夜番之者鍵番へ相断、相通し可申候、但し別宅泊り番之者鍵取り可申事、

一 不断台所庭其外地面内歩行致候二者、番下駄に限り可申下駄草履者、他行之節用ひ可申事、勝手番子供毎朝糞盆掃除可致事、

一 風呂子供之内二而順番二焚可申事、尤相成丈早々仕舞候様氣ヲ附可申候、水汲込者下男可爲事、

一 見世便所江参り候儀、別宅若者迄者不苦其外かたく無用之事、

一 是迄格式之事殿敷申渡候得共、兎角閑等に相成極り不宜候、此度相改、物言願席急度相分り候様格別二心を用ひ可申事、但し別宅之外者子供二至る迄目上之者を呼候二も殿附二可致候、若者格子供を呼捨二可致事、

一 他行之節者、店用自用共別宅若者子供下男二至迄、一々勘定場江相断、他出可致候、掃店之節も同様相違し可申事、且不快二而引籠候節又者夜番二而先寝之節茂一々相断休ミ可申事、

一 見世先江御出被成候御仁江、不礼之儀在之候而者不宜、商人者兎角取囃子か大事二御座候間、先方間合宜様挨拶言葉遣に氣を附可申、尤人二寄、差略有之候、與今茂氣ヲ附可申事、

一 子供其外人を呼候節是迄呼継與申事一向不致、且其座二不居合を乍存側二而答を有致者甚不心得二候、以来氣を附呼継并有無之答早々可致事、

一 三度喰事并湯主人方相濟候上拍子木を打候事、夫の前、みだりに喰事入湯致間舖候事尤與女ともに構無之候事、

一 加役子供中下駄草履此方相渡申候間、入用之節者勘定場懸り江可申出候事、

一 若者之内髪結二湯を爲取子供二夜具上ケさせ、手洗水等とらせ候事無用之事、

一 店用日記筆之外手前勝手二筆墨硯調候義堅無用、手前錢二而調候儀者子細無様存候者了簡違二候、銘々之爲を存知、右様取極候得者、得與相心得堅相守可申事、

一別宅之外者何二不限、苗字を附候事かたく無用之事、
一筆之軸を巻紙之真に入候間、龜末に不相成様勘定場古筆入江不用之古筆入置可申事、
一古帳面裏白へ懸り之者江無断手習致候義堅無用之事、
一風呂是迄兎角遅相成申候、此度者近ク相成候義操合遅不相成様一同氣を附可申候、但し銘々揚り前拍子木を打候事、

一手洗水中井戸水ニ而遣ひ可申候、尤不快之節者用捨致候事、
一正月元日盆十五日五節旬其外役割昇進之節本宅江礼ニ罷出候事、
一是迄別宅之者江米新醬油與立替遣し候事在之候得共、事多ニ相成候二付、以来致し不遣候間、左様相心得銘々勝手ニ買調可申候、

一加役子供其外仕着施洗濯物直段左ニ
一新仕着施綿入 正ウタ (百二十) 文 一単物せんたく斗 フタム (二十四) 文
一同 単物 チタム (六十四) 文 一朱半 (ジュバン) せんたく斗 タチ (十六) 文

一古綿入洗イ張
色紙当仕立 突込 フ正 (二百) 文 一帯 仕立 カタフ (三十二) 文
一古拾洗イ張 一足袋破損
しきし当仕立 同 村ウタ (二十) 文 色紙当とも ムタ (四十) 文
一新拾仕立 村フタム (二十四) 文 一わらじ懸 丸なをし 凡ロタフ (七十二) 文

一拾丸あらい カタフ (三十二) 文
此外直段見斗
右之振合ニ而、たし切色紙切とも入用丈直段附増可申、右者本宅隠居別宅中ニ而世話致可申尤一々洪札に名前相記銘々懸りへ持參致相頼可申事、懸り者は見世分請取相調程能配り爲洗可申事

一御客様方御酒之肴定り 当時蛭子屋文蔵
三ツ物 式ツ物
上 式た物 代百疋 中 式ツ物 代式朱也
小鉢 吸物

御着御立振舞杯之節
下三ツ物
吸ものなし 代ム (四) 村文 但し酒代者別也
右之通相心得御客之模様ニ仍而申付かた差略可在之事

賄方野菜引請覚
一看惣菜 月三度 ウ正 (二百) 文宛 一青物惣菜 月二十式度
一日置 正 (百) 文宛
一大丸様 一日壹人前 一惣御客壹人一日正 (百) 文宛
伊藤様 御茶菓子共 但し高下あり

白木屋様 フ (二) 村文宛
蛭子屋様

一機屋方泊りウタ (二十) 文
中喰フタム (二十四) 文 一江戸飛脚
其外御客之外 惣菜へ持込

使之者共
一五節旬神事廿三夜待其外祝事者別段也
一掃除番之事 兩便所 月六才宛
大丸様座敷次間とも 二措 (階) 座敷次間共
勘定場帳庭共 見世土蔵前
台所 見世格子 朔日
十一日 月三度
廿二日

右之通相分可申付事尤足利市留主之節者ニ居残り之者而掃除可致事
一休日之事 但し出番之事也
正月年礼二月九日迄八ヶ月間月々壹度ツ、尤壹人宛閉日取斗勘定場分申付候事掃店暮六ツ前表戸ノ後掃宅ニ相成候而者不首尾之事
一休夜之定 正月元日夕十六日迄 二月初午
三月節旬昼夜 五月節旬昼夜
六月神事廿三日夜廿二日夜 七夕
盆中十四日十五日十六日 八朔 十五夜
九月節旬昼夜 十月蛭子様
毎月朔日十一日廿一日 但し七月極月相除ク
右之通休日休夜相定申候うたひ碁将棋読本等之案可致候平日者決而相成不申事

奉公人格式給金延引割符歩合之事
一子供 六年 仕爲着
一十二才出勘定 四年目今爲祝儀金式百疋宛遣ス但し預り置
一加役 三年 仕爲着
一十七才元服今十九才迄 爲祝儀金式兩宛遣ス但し預り置
此三年之間子供同様之心得可有事当役之者呼捨可爲事勤方ニ寄褒美遣し可申候不断羽折無用

一若者 七年 是分見廻り一切手前賄也 給金三兩
廿才分廿六才迄 益式歩割
一烈頭 五年 給金七兩
廿七才分三十一才迄子供取締 益式歩割
改主人方

一副支配 七年 給金拾貳両

三十二才令三十八才迄

益三步割

同

一支配 拾年

給金貳拾両

三十九才令五十才迄若者烈頭取締

益四步割

一隠居 勝手動

給金歩合共なし

五十一才以上

出勤致候ハ心付遣し可申事

一中年者

給金役柄ニ而甲乙有

若者格

定りなし

別段ニ勤方精々致候得者褒美遣し可申候

(備考) 此処へ店卸シノ制アレド省略

家掟(安政四年正月改定)

一御公儀様御法度堅相守博奕賭之諸勝負決而致間敷事、

一忠孝之道平常忘却致間敷事、

一火之元大切ニ心付可申、別而判取廻り節台所者不及申裏隅々迄丁寧ニ改可申事、

一喧嘩口論を慎、常々堪忍之二字を相忘れ申間敷事、

一当主世継末孫ニ至迄、本妻一人ニ限り桐生者勿論江戸表ニ密々妾宅等相成不申、其外分限不相応之奢侈有之候ハ重役之者致異見不取用候ハ親類相談之上嚴重に執斗可申事、

一商売之外山氣相場事決而致間敷方一主人方ニ而目論見候ハ、重役者異見いたし爲相止可申事、

一主人方入用之金銀其時々請取可申、封金ニ而請取置候義無用之事、

一御用其外何ニ而茂多分之出金筋有之候ハ、重役之者江相談之上執斗可申事、

一酒者放埒之媒ニ候得者、見世中者勿論主人方たり共、過酒決而致間敷若酒を過し候者有之候ハ、重役之者致異見爲止可申事、

一商売之儀無油断出精可致、品物眼利者不及申新柄常々心懸商ひ、手緩ニ不相成様碎心魂可申且商売ニ用候品々紙等々ニ至迄鹿末ニ不相成様取扱可申事、

一御得意方江不実有之候而者衰微之基候間、書状案文ニ心を用、廻り之節言語遣ひニ氣を付不調法無之様心懸可申事、

一商高多致候義者勿論ニ候得共、貸高嵩候而ハ骨折候甲斐無之、貸高を減し商高相増候様心懸ケ第一、金子取立方可爲専事、

一諸帳合間違無之様、平常吟味致、引請之帳面手を替算当可致事、

一両市前夜主人方当役之内ニ而註文帳を調へ残り物等懸り之者江引合、銘々手控註文帳能々穿鑿致、詭物失念延引無之候様可致心配事、

一機屋衆江前貸之儀無処筋たりとも懸り之者了簡を以貸中間敷、主人方江相談之上、執斗可申事、

一小売物之儀勘定場当役江無断自分斗ニ而決而致間敷事、

一見世中格式者有之候得共、役柄二甲乙者無之役々大切ニ相動可申尤半季毎ニ役替致候間早

速何役ニ而茂勤候様、平常心を配り可申事、

一毎月八日之夜見世中致寄合家法ニ振(触力)候儀相糺銘々身持行跡相直し可申事、

一奉公中家業之外何品不限手前売買決而致間敷並二世間之世話事一切致間敷候、無抛方令被頼候共堅断可申事、

一見世中一統心得違之儀見当り候ハ、少し茂無遠慮可申出、二葉ニ摘取候得者、斧を用ニ不

及脚之儀迎見迹置候ハ懇情之様ニ候得共、彌々増長致終ニ永之暇遣候事ニ至り候者、对其

者江却而不実ニ相成、其身之爲不而已、杖柱共頼年月被待候親々之心中を考、互に助合

上役之者ハ眼下之者を引立候様教育致可申、取用不申候ハ、早速主人方江可申出隠置候義

後日相知候ハ本人同前答可申付事、

一見世中一統昼夜共自用ニ而猥ニ他出いたす間敷候、無抛義有之候ハ、勘定場当役江願、聞

濟之上罷出可申、尤夜四ツ時急度帰店可致事、

一機屋廻り之節、出候時之遲速遠近之差別有之候得共、早朝出候時者昼時帰店、昼後出候時

ハ夕刻帰店可致候、食事時相成候ハ飯を喰候ハ格別、酒之馳走堅断可申事、

一暫時不快ニ而休候ニ茂勘定場当役江願ハ相休ミ可申、尤病氣之節者早速ニ服薬致、片時茂

早ク全快致候様心懸ケ出勤之節見世中江挨拶可致事、

一御客方江酒出候共相伴之義若者格まで加役之者其席江連り申間敷、竝ニ御逗留中人寄有之

御出被成候共、猥ニ付添出間敷、当役令差回数御供可仕候事、

一衣類小道具異風成物者不及申格式不相応之品所持致間敷、何ニ而茂拵候時、当役江願聞濟

之上拵可申候、無断拵候品見当り候ハ、取上ケ可申事

一別宅者不及申二見世中衣服之義、前々々相定置候所、近來風義相乱主家同様之品着用之者

茂相見江心得違之事ニ候、髪之飾り衣服ニ至迄、別紙申渡候通り急度相守可申事、

一宿持之外平常金銀所持致間敷候、諸品直拂相成不申通帳ニ而取寄、二季拂方ニ而取調へ、

取替帳江付可申事、

一反物其外少々宛之所宿持之外無断り江戸店江頼遣候義無用ニ候、無抛入用之節ハ当役江願

聞濟之上申遣し、参着之折茂当役ニ而改其主江相渡可申候、当地江申参候品茂同様ニ心得

上包江当役改印形致し差送り可申事、

一別宅之者暮方近來不相応ニ相成、甚以不束之至り候、入を考出を斗候ハ、借越ニ者不相成、

家内之者江申論、質素儉約を專ニ致召仕壹人ニ定置候所近來兩人茂召抱其上雇人致候趣相

見江、以之外ニ候、子供大勢有之候共其日稼之手少之者を手本ニ致、下女壹人ニ而間ニ合

可申無抛節者兒守壹人相増儉約を第一ニ致老後ニ不自由不致様常々心懸可申事、

一暮方者一ヶ年給金ニ而雜用引去り、臨時入用等を心当延置可申出、年々借過勝ニ而難済申

出候儀不辛抱之至り候、此段能々相考儉約第一ニ致、成丈預ケ金拵置可申、内々懇意先機

屋杯ニ他借決而致間敷事、

一機屋衆応対儀略無之様丁寧ニ取引可致候、任心安過言無之様心懸可申事、

一本抜別宅之者泊番隔晩ニ可致夜具上ケ下、手洗水等子供ニ爲取可申、其外宅持之者年限を

以申付候間、此段相心得可申事、

一米出入普請方其外諸入用炭薪野菜等ニ至迄、賄方之者無抜目致吟味失墜無之様心配可致候、

勿論懸り之者斗ニ不限、重立候者は心付候、時々勘定場江可申出候事、

一得意先古貨其外近辺古貨廻り先二而自分才覚を以何程二而茂請取候ハ其内式製造し可申事、

右之條々堅相守忘却致間敷候、縦令数年奉公致候共、勤方不美不行跡二而家法二相背候者者暇遣可申候、忠孝之道理常々無忘却大切二奉公可致候、必立身之基二候、道を行身を立者孝之極意與承り候、平常上役之者今致教諭一統心得違無之様精勤可致候勤方之功二よりて主人方之存寄茂有之且者退役之節元手金之甲乙可有之、兎角当店繁昌者勿論銘々無難二立身所希候以上

安政四丁巳年正月

なお、「備考」にこの家制は改定を加えながら明治初年まで行われたとある。

〔酒井抱一・谷文晁作品の由来書〕（安政三年・一八五六、淨運寺蔵、傍線は論者による）
ほとんど全く同一文であるが、両者を掲載しておきたい。

酒井抱一（秋草花卉図）の由来書

二大画軸一則為抱一上人花卉一則為文晁老人孔雀牡丹兩幅皆金箋設色炫耀奪目其花卉幅者敷采研麗描法極密而穠艷中自着瀟灑清幽之趣可謂形趣向全孔雀牡丹則精研潤澤意態生動頗窮能事而無有俗氣皆足見其不凡筆也此画原為江都佐久間街富商森川某物近來其家産頗衰故鬻其取藏物佐羽秋江見此画以為能品介之田中山主豊龍上人上人素善書又愛古書画故喜捨淨財購以附常什其雅好可尚也而或有疑非真耶者愚以為不然何則書画固貴沈着沈着雖由其腕力然紙紙鎌鎌資之為多故熟紙不如生紙熟紙不如生紙以其不軟弱則難受筆墨耳紙練之熟者猶拒筆墨况背之乎此二画皆金箋其質硬厚又非熟紙之比然筆力沈透無纖毫流滑之処非手腕並極其道利者豈能如是乎為其二名家之作又何疑焉上人其無惑妄言而珍襲之

安政丙辰之夏題溪雲堂綠陰深処 谷亨（印）

谷文晁（孔雀牡丹図）の由来書

二大画軸一則為抱一上人花卉一則為文晁老人孔雀牡丹兩幅皆金箋設色炫耀奪目其花卉幅者敷采研麗描法極密而穠艷中自着瀟灑清幽之趣可謂形趣向全孔雀牡丹則精研潤澤意態生動頗窮能事而無有俗氣皆足見其不凡筆也此画原為江都佐久間街富商森川某物近來其家産頗衰故鬻其取藏物佐羽秋江見此画以為能品介之田中山主豊龍上人上人素善書又愛古書画故喜捨淨財購以附常什其雅好可尚也而或有疑非真耶者愚以為不然何則書画固貴沈着沈着雖由其腕力然紙練之資為多故熟紙不如生紙熟紙不如生紙以其不軟弱則難受筆墨耳紙練之熟者猶拒筆墨况背之乎此二画皆金箋其質硬厚又非熟紙之比然筆力沈透無纖毫流滑之処非手腕並極其道利者豈能如是乎為其二名家之作又何疑焉上人其無惑妄言而珍襲之

安政丙辰之夏題于溪雲堂綠陰深処 梅所谷亨（印）

〔秋野七草考序〕（文化九年、一八一二）

鞠塲居士亦一畸人也嘗買地於葛坡芝藤莽排蒯棘樊之以竹新開花園広袤凡數百弓其中植之以

梅花一品數百株一番風候漸二放蕾次第抽葉開遍時節望之則如縞雪飄空而駐欲飛不飛芳香滿園隔牆射人或疑飯五丁之力拳羅浮山以撒將來又植之以秋卉七種數千根七八月間各二發英色

二互映開遍時節望之則如彩雲膚土而布欲升不升或飄風蝶舞蜂醉或訝字壺公之術縮武蔵野以擔將來一片排荆棘以為新春靚色之幽境一片芝藤莽以為清秋群芳之性境兩片合以為一園大偉觀之場矣居士綠雉席於其下朝日斟橙汁夕自煎草盧以報花神之德嘗為梅花譜近又為秋卉七種攷秋卉七種古昔縉紳家之取定也後世錯口不明於是就和歌者流及本草家而質其為義攷覈有拋訂證可觀云夫暹一園之勝景於百年享兩片之偉觀於一身以為一世之洪福焉蓋不可不報其德又不得不祥其義也居士亦及于比吁戲字亦畸人矣哉壬申春王正月

〔蘇東坡「赤壁賦」〕

壬戌之秋

七月既望

蘇子与客泛舟遊於赤壁之下

清風徐來

水波不興

季酒属客

誦明月之詩

歌窈窕之章

少焉月出於東山之上

徘徊於斗牛之間

白露橫江

水光接天

縱一葦之所如

凌万頃之茫然

浩浩乎如馮虛御風

而不知其所止

飄飄乎如遺世獨立

羽化而登仙

於是飲酒樂甚

扣舷而歌之

歌曰

桂棹兮蘭槳

擊空明兮泝流光

渺渺兮予懷

望美人兮天一方

客有吹洞簫者

倚歌而和之

其声嗚嗚然

侶魚鯢而友麋鹿
駕一葉之扁舟

拳匏樽以相屬
寄蜉蝣於天地

眇滄海之一粟
哀吾生之須臾

羨長江之無窮
挾飛仙以遨遊

抱明月而長終
知不可乎驟得

託遺響於悲風
蘇子曰

客亦知夫水與月乎
逝者如斯

而未嘗往也
盈虛者如彼

而卒莫消長也
蓋將自其變者而觀之

則天地曾不能以一瞬
自其不變者而觀之

則物與我皆無盡也
而又何羨乎

且夫天地間
物各有主

苟非吾之所有
雖一毫而莫取

惟江上之清風
與山間之明月

耳得之而為聲
目遇之而成色

取之無禁
用之不竭

是造物者之無盡藏也
而吾與子之所共適

客喜而笑
洗盞更酌

肴核既盡
杯盤狼藉

相與枕藉乎舟中
不知東方之既白

「後赤壁賦」
是歲十月之望

步自雪堂
將歸于臨臯

二客從予過黃泥之坂
霜露既降

木葉盡脫
人影在地

仰見明月
顧而樂之

行歌相答
已而歎曰

有客無酒
有酒無肴

月白風清
如此良夜何

客曰
今者薄暮

拳網得魚
巨口細鱗

狀如松江之鱸
顧安所得酒乎

婦而謀諸婦
婦曰

我有斗酒
藏之久矣

以待子不時之需
於是攜酒與魚

復遊於赤壁之下
江流有聲

斷岸千尺
山高月小

水落石出
曾日月之幾何

而江山不可復識矣

子乃振衣而上
履巖巖披蒙茸

踞虎豹登虬龍
攀棲鶴之危巢

俯馮夷之幽宮
蓋二客之不能從焉

凜然長嘯
草木震動

山鳴谷応
風起水涌

予亦悄然而悲
肅然而恐

凜乎其不可留也
反而登舟

放乎中流
聽其所止而休焉

時夜將半
四顧寂寥

適有孤鶴
橫江東來

翅如車輪
翅如車輪

女裳縞衣
〔龜田鵬齋の遺文序跋、最初の二つは芳野金陵『善身堂遺稿』所収〕

上田旅館寄懷
野沢銀薇園主人銀薇園裡銀薇花中有幽人厭繁口曾好風流脫俗習嫌脩辺幅無涯畔十千美酒為

我索數斗性者為我賒便使這豪一時發便使個顛三分加披膽不知身是容邀觀翻認旅為家別來狂

舞取不放到处酣歌何用誇日擊白雲去不返面深青山行欲退古鎮破帘風蕭索旅館寒窓月婆娑半

夜詩口何処去銀薇花下醉銀葩

望烟樓記
信中野沢之地四面山圍而為一鄉淺嶽嶺北飯顆秀南其餘諸山圍繞而獻翠呈黛丹崖屹立碧嶺突

出別為一乾坤矣東南則甲之衆山遙橫其上北則越之諸峯遠插其間四面迴顧則別粵連嶺相映入

眸而豁人之襟胸焉境有一川絕其地而其源出於甲信之境而入於北越之海名曰千曲其水清冷其

石翔二深潭如藍淺瀨為響實信中之一大江也諸峯巖影衆嶽覺容其清潔可以洗滌人之塵胸焉諸

凜然長鳴
掠子舟而西也

須臾客去
予亦就睡

夢一道士
羽衣翩翩

過臨臯之下
揖予而言曰

赤壁之遊樂乎
問其姓名

俛而不答
嗚呼噫嘻

我知之矣
疇昔之夜

飛鳴而過我者
非子也邪

道士顧笑
予亦驚悟

開戶視之
不見其處

歌家以医為業救土人之患者既三世矣嘗營一樓貯典籍於其中朝夕掃床焚香兀坐誦書其樓東向對淺嶽而作檻綠黛翠巒入簷映席烟雲隨晴雨而變幻無窮因名曰望烟從希有之山其処養者可知也嗚呼夫淺嶽宇宙希有之山也余不可無記焉幸請為此言爾文化六年己巳夏六月

『胸中山』序（文化十三年、一八一六）

此紙上之影即我胸中之山也惟是意造無法莫有処依自知其險劣之醜醉鄉中之余輿輒亦爾耳丙子春三月

『胸中山』後序

丙子春三月之望日隴廡其中有方氏墨一丸□臯大醉乃取方氏墨戲写山水圖座有屑麦書房主人輒收之而奪去焉他日鑣梓而示余二視之恍而不弁之醉中之戲墨拙劣模糊更添一段之小麼小羅尔秋閏月十四日

『光琳百図』前編序文（文化十二年、一八一五頃）

尾形光琳工於續事。夙脫院画之窠窟。別出一種之機杼。写生伝神筆底揭性。昆虫花卉紙上含情。画格不凡氣韻迥高。是以独歩一時。号為神逸。後人無有能繼其躡者。抱一上人独得其筆法。兼極其精妙。文化十二年六月二日。為一百之週忌。上人叢集時流。竊修追福。乃聚遠近所藏光琳之遺蹟。隨聚隨摸。遂獲一百図。於是再縮写裏之梓。以伝于世。嗚呼此拳足以觀上人夙好之篤矣。苑者如有知。則光琳以上人為且暮相遇之知己也
鵬齋龜田興撰

※光琳（享和元年、一七一六没、五十九歲）百回忌記念、後編は文政九年（一八二六）刊行

『宋詩画伝』序（文化十二年、一八一五）

余方外之友雲室上人精於續事其為人襟韻灑落無一点俗氣間雲之情野鶴之態如遇於寥天碧落之中宋史称李龍眠日如晴雲秋月塵埃不到余於上人之画亦云

執筆者

山田 烈

芸術学部 美術史・文化財保存修復学科 非常勤講師

YAMADA A Isao

School of Art/Department of Art History and Conservation

Part-time Lecturer



1 酒井抱一
《秋草花卉図》
浄運寺蔵



2 谷文晁《孔雀牡丹図》
浄運寺蔵

二大畫軸一則為抱一上人花卉一則為文苑老人孔雀牡丹兩幅皆全設色惟惟奪日其花卉者教乘研最拙法極密而極純中自著淋漓清潤之趣可謂形極而全孔雀牡丹則精研潤澤意態生動與窮筆墨而無有停筆甘足見其不凡也此畫原為江都任久間街富商森川某所藏後見其物近來某家藏頗深故醫其故物俾得親見此畫以為能品介之山中王畫苑上入上入素善書愛古畫畫故喜持扇則以附帶竹葉雖好尚也而或有疑非真者愚以為不然何則書畫同貴況者況者雖由未脫力然紙練之質為多故熟紙不如生紙熟練不如生練以其不取粉則難受筆墨可紙練之畫者推筆墨況其之手此二畫中全設色質厚又非熟紙之比較筆力沉澀意態是法清之感非手能並極其通利者宜也如是手為其二名家之作又何疑焉上人未無善言而此畫之世亦西歷之是題于漢雲畫棟陸強家

二大畫軸一則為抱一上人花卉一則為文苑老人孔雀牡丹兩幅皆全設色惟惟奪日其花卉者教乘研最拙法極密而極純中自著淋漓清潤之趣可謂形極而全孔雀牡丹則精研潤澤意態生動與窮筆墨而無有停筆甘足見其不凡也此畫原為江都任久間街富商森川某所藏後見其物近來某家藏頗深故醫其故物俾得親見此畫以為能品介之山中王畫苑上入上入素善書愛古畫畫故喜持扇則以附帶竹葉雖好尚也而或有疑非真者愚以為不然何則書畫同貴況者況者雖由未脫力然紙練之質為多故熟紙不如生紙熟練不如生練以其不取粉則難受筆墨可紙練之畫者推筆墨況其之手此二畫中全設色質厚又非熟紙之比較筆力沉澀意態是法清之感非手能並極其通利者宜也如是手為其二名家之作又何疑焉上人未無善言而此畫之世亦西歷之是題于漢雲畫棟陸強家

3 谷文晁《孔雀牡丹圖》由來書

酒井抱一《秋草花卉圖》由來書



4 喜多武清《秋草圖屏風》個人藏



7 谷文晁《雨中夏山图》個人蔵



5 喜多武清《春秋草图》個人蔵



6 喜多武清《雲龍图》桐生天満宮蔵



8 亀田鵬斎 《山水図》
群馬県立近代美術館戸方庵井上コレクション



9 亀田鵬斎 《浅間山真景図》 群馬県立近代美術館蔵

関連略年表 人物名の右の（）内は享年、関東関西の区別は厳密なものではない

関 東	関西その他	事 項
享保13 (1728) 荻生徂徠 (63)		
享保16 (1731)	沈南蘋来日	
寛延4 (1751)	祇園南海 (75)	
宝暦3 (1753)	彭城百川 (56)	
宝暦8 (1758)	柳沢淇園 (55)	
宝暦9 (1759) 服部南郭 (77)	沈南蘋 (1760以降没)	
安永1 (1772)	熊斐 (60)	
安永3 (1774) 建部凌岱 (56)		『建氏画苑』(安永4)
安永5 (1776)	池大雅 (54)	佐竹曙山『画法綱領』『画図理解』(安永7)
安永9 (1780) 小田野直武 (32)		
安永10 (1781)	曾我蕭白 (52)	
天明3 (1783)	与謝蕪村 (68)	
天明5 (1785) 佐竹曙山 (38)	鶴亭 (64)	江湖詩社結成 (天明7)
天明6 (1786) 宋紫石 (72)		寛政異学の禁 (寛政2)
寛政7 (1795)	円山応挙 (63)	寛政の改革 (天明7～寛政5)
寛政11 (1799)	長沢芦雪 (46) 桑山玉洲 (54)	
寛政12 (1800)	伊藤若冲 (85)	『集古十種』刊行開始
享和2 (1802)	木村兼葭堂 (67)	中村芳中『光琳画譜』(享和2)
文化2 (1805) 宋紫山 (73)		『五山堂詩話』第1巻刊行 (文化4)
文化8 (1811) 剡雲泉 (53)	呉春 (60)	佐羽淡斎編『花濺涙帖』(文化9)
文化10 (1813) 林十江 (36)	渡辺南岳 (47)	北野秋芳『秋野七草考』(文化9)
文政1 (1818) 司馬江漢 (72)		『光琳百図』(文化12頃)
文政2 (1819) 柏木如亭 (57)		『鶯邨画譜』(文化14)
文政3 (1820) 市河寛斎 (72)	浦上玉堂 (76)	酒井抱一筆夏秋草図屏風草稿 (文政4、 出光美術館蔵)
文政5 (1822) 渡辺玄対 (74) 垂欧堂田善 (74)		抱一筆・羊遊斎作神田明神拝殿俳諧・ 四季草花図額 (文政4、焼亡)
文政7 (1824) 歙形蕙斎 (61)		『乾山遺墨』(文政6)
文政8 (1825) 佐羽淡斎 (54)		『光琳百図後編』(文政9)
文政9 (1826) 亀田鵬斎 (75)		
文政11 (1828) 酒井抱一 (68)	野呂介石 (82)	
文政12 (1829) 松平定信 (72)		
天保3 (1832)	頼山陽 (53)	渡辺華山『毛武遊記』(天保2)
天保6 (1835)	田能村竹田 (59)	
天保8 (1837) 大窪詩仏 (71)		神岡得一編『清風集』(天保9)
天保11 (1840) 谷文晁 (78) 立原杏所 (66) 春木南湖 (82)		
天保12 (1841) 渡辺華山 (49)		
天保14 (1843) 高久靄厓 (48)	松村景文 (65)	天保の改革 (天保12～14)
天保15 (1844) 菅井梅閑 (61)		
嘉永2 (1849) 葛飾北斎 (90) 菊池五山 (81)		
嘉永7 (1854) 椿椿山 (54) 小泉檀山 (89)		
安政3 (1856) 喜多武清 (81)		
安政4 (1857) 金井烏洲 (62)		
安政5 (1858) 歌川広重 (62) 鈴木其一 (63)		
慶応2 (1866) 池田孤邨 (66)		池田孤邨『抱一上人真蹟鏡』(慶応1)

Artists and Patrons in the late Edo period :

works by Tani Bunchō, Sakai Hōitsu, Kita Busei, and Kameda Bōsai.

YAMADA Isao

Saba Tansai was a wealthy merchant and poet. He published the collection of poems and memorial album *Kasenruijō* for his brother, Saba Tikuō in Bunka 9(1812). Our subject hereafter will be necessary analyze his work from the art historical viewpoints.

Artists of many painting schools, literati scholar - amateur artists (Nanga), Rinpa, Yamato-e, and Ukiyoe, exchanged especially during the Bunka era and the Bunsei era in the late Edo period.

In this essay I should like examine the works by Tani Bunchō, Sakai Hōitsu, Kita Busei, and Kameda Bōsai and then describe the conditions surrounding production of works in Edo and various places in the districts.

This essay also introduces the paintings of folding screen (*byōbu*) of seven flowers in autumn by Kita Busei and landscape and Mt. Asama by Kameda Bōsai.

Kameda Bōsai was a Confucian, also poet and literati scholar - amateur artist (works of poems and paintings in Chinese style). He wandered in the districts of Jōshū (Gunma), Shinshū (Nagano), and Echigo (Niigata) from Bunka 6(1809) to 9(1811).

One learns of the relation of artists and the wealthy official merchants (Saba, Morikawa, Kakiage, Fujū, Namiki house).